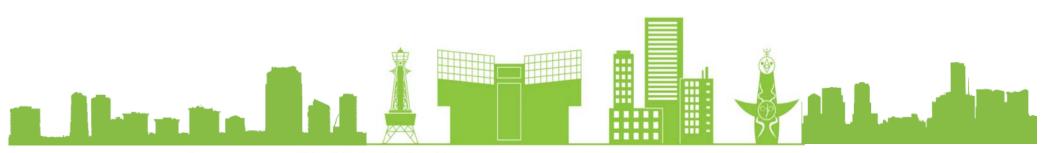
空き家ビジネス最前線

全宅連不動産総合研究所主催事例発表会

空き家相談のビジネス展開



理事 米 田 淳(こめだ あつし)

大阪市空家等対策協議会委員、(一社)全国不動産コンサルティング協会会長

私たちの空き家相談

主な空き家相談窓口(行政と連携)

遠隔地にある空き家の相談窓口

金国空专家细談 おのトライシ

03-6826-1170 **6 06-4708-6778**

平日午前10時~午後4時

親の家や田舎の家一

自分に必要のない空き家の対策に困っていませんか?

- ☑ 親から相続した家を長年空き家にしている。
- ☑ 空き家や農地の処分をしたいけれど、相談窓口が分からない。
- ▼ 故郷の空き家管理をしてくれるところを紹介してほしい。
- ☑ 地方に所有している空き家のことで、その自治体から手紙が届いた。 対応の仕方が知りたい。
- ☑ 帰省できず、実家の空き家をそのままにしている。 住んでいる町で相談して、建物の解体や売却などの話を進めたい。
- ☑ 空き家対策の選択肢と、それぞれのメリット・デメリットを知りたい。
- ☑ 空き家になる前に、しておくことがあれば教えてほしい。
- ☑ いくつもの県に空き家を所有しているが、まとめて相談にのってほしい。
- ☑ 被後見人が所有する、地方の空き家に関する相談先を知りたい。

こんなことがあれば、一度お電話ください。



一般社団法人全国不動産コンサルティング協会

【大阪事務センター】大阪市中央区安土町1丁目4番11号エンパイヤビル3階 TEL:06-6210-3746 FAX:050-3606-7678 / mail:staff@jreca.jp / HP:http://www.jreca.jp/



令和元年度・二年度国土交通省「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」実施団体



大阪市

大阪市内の 空き家の 電話相談窓口

|国土交通省 | 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業 |

「空き家相談ホットライン」を運営しています。

この事業は、「売れない」「貸せない」など流通性や活用性が乏しい空き家に対して、専門家が問題解決のサポートを行う ことを通じ、「空き家の引き取り等の解決手法や地域による活用手法の確立」や「空き家の活用や管理、除却による地域の 活性化」を目指す取組で、4年連続で国土交通省の補助事業にもなっています。

私たちが運営する無料の電話相談窓口「空き家相談ホットライン」では、大阪市内の空き家に関する様々な相談受け、 必要に応じて専門家や専門事業者、地域団体、行政などと連携し、察き家に関する問題解決のサポートを行っています。

空き家に関する お悩み(例)

- ●空き家が老朽化して事故にならないか心配している。 ●空き家の名蓋が亡くなった祖父のままになっている。
- ●相続した空き家、何から手を着けたら良いかわからない。 ●不動産業者に聞いたら売れないと言われた。
- ●借地の空き家を持っているが、どうしたら良いか。 ●賃貸用の長屋が古くなり、借り手がいない。
- ●空き家の一部が壊れた。この後どうしよう。

流通性の低い空き家の対策に積極的に取組みます。

類手法の検討 ●流通や短期的な価値再生が困難な空き家の保有と利用、管理の検討引き取り支援の普及のための環境 整備に関する調査研究 ●引き取り支援にかかる行政や専門家、地域活性化実施団体等との連携手法の検討 ●遺法性、 消費者保護等のルールの策定

受付時間:平日午前10時~午後4時 空き家相談ホットライン

☎ 06-6210-3740 **■**



令和3年度国土交通省補助事業「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」

大阪の空き家 ールセンタ

相談 無料

C06-6210-9814

空き家のワンストップ電話相談窓口です。 大阪府にある空き家のお悩みや疑問を、お気軽にご相談ください。

時間 平日10:00-16:00

相談の仕組みご相談の内容をお聞きし、 空き家相談担当者から

折り返しご連絡させていただきます。

∖ 例えば / 空き家の管理方法が わからない。 相続対策、 何から手をつけたら いいのか・・・ 実家を賃貸・売却する 方法を知りたい。 DIY賃貸ができる 住み替えをしたい。 賃貸物件を 自宅を売ろうか貸そうか。



http://akiya.osaka.jp

運営:大阪府不動産コンサルティング協会 連携:大阪の住主い活性化フォーラム(事務局 大阪府居住企画課)

探している。

大阪府不動産コンサルティング協会

単しく山中をご覧に行さい) URL http://oreca.is

大阪府

相談実績 約200件 (令和4年4月1日~12月31日)

空き家セミナー・相談会



会 場:大阪市立住まい情報センター3階ホール

定 員:会場 100名(申込先着順) オンライン 100名(申込先着順) 個別相談会:定員 12 組(1組30分、前後半6組ずつ)※会場開催のみ ※連隔地にある空き家の相談にも対応します。事前申込要。申込多数の場合は当日会場にて抽選。

実家や機の家を相続したまま空き家になって困っていませんか、空き家対策や予防策についてお話します。 また講演終了後には、大阪市近辺の空き家だけでなく、遠隔地にある空き家をお持ちの方などが抱えておら れる個別の問題が相談ができる「個別相談会」を実施します。

「実家や親家の空き家問題」



西村 匡史 ((一社) 大阪府不動産コンサルティング協会 理事)

「年老いた親とは近くで暮らすようになったが、実家はそのままにしている。」 「亡くなった親の家、気にはなっているが、どこから手を付けて良いかわからな い。」など、先送りにされがちな親が住んでいた実家などの空き家問題に対して、 空き家を所有するリスクやコストから処分や活用等に関する上手な解決方法ま で、事例を交えてお伝えします。



「実家や親家を空き家にしないために」

濱崎 信子 ((一社) 大阪府不動産コンサルティング協会 理事) 空き家になる原因の半数以上を占めると言われる「相続」や、空き家問題解決の 大きな障壁となっている「片づけ」などについて、将来空き家にしないためにも、 親子で話し合う前に知っておきたい知識や今すぐできるコツなどを、事例を交え

「実家や親家の空き家相談(遠隔地空き家にも対応)」

ながらわかりやすくお伝えします。



大阪市内の空き家等の相談はもとより、遠隔地にある実家等の空き家問題に関す る相談を解決するための「広域連携空き家相談会」を実施します。相談会では、 遠隔地の空き家問題解決支援に詳しい相談員や、他府県で空き家相談を受けてい る相談員などが、遠隔地にある空き家に関するご相談に対応します。

大阪市立住まい情報センター |〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号 TEL.06-6242-1160

お申込みは、「おおさか・あんじゅ・ネット」から https://www.osaka-angenet.jp/ ※詳しい申込方法は、裏面をご覧ください

8/20開催済 (大阪市立住まい情報センター)

11/26開催落



個別 相談会 要申込

空家をお持ちの方、近所の空家でお悩みの方はもとより、現在 お住いの住宅を将来「空家」にしないための、今知っておきたい 空家対策の知恵が満載。

- ・売れない・貸せないような空家の対処策
- ・空家になった際の管理や活用方法
- ・安心して住み続けるためのさまざまなサポート制度
- など、本講座では、住まいの管理・活用のための情報を紹介します。

会堡客内地図

無料 令和 4 年

11 月 26日 丑 10:00~11:45

城東区役所 3 階 311 会議室 (大阪市城東区中央3丁目5番45号)

10:00~11:00 (9:45開場) セミナー

・定員30名(当日先着順 申込不要) プログラム

(大阪府不動産コンサルティング協会) ②相続等の権利関係の整理について(大阪司法書士会)

個別相談会

11:15~11:45

・1組30分(要事前申し込み)[裏面参照] ・申込多数の場合は、先着順となります。

①知って得する!「空き家相談と対策のコツ」

セミナーからご参加ください。

\ 「地方の空き家の相談会」を5年連続で開催します! //

無



悩める不動産の相談会遠隔地にある空き家・空地など



和談に対





時間:13:30~17:30 (裏面をご覧ください) ご相談時間:1組につき45分 (毎時4組まで相談可能)

in 東京会場

🚓 移住・交流情報ガーデン



親の家や田舎の家など、自分に必要のない 空き家で困っていませんか?

このような遠隔地にある空き家の問題に 関するお悩みを解決するための「実家や 親家(おやいえ)の空き家相談会」を実施 します。

相談会では、遠隔地の空き家問題解決支 援に詳しい相談員や、他府県で空き家相 談を受けている相談員などが、ご相談に 対応します。ぜひこの機会に

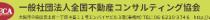
お越しください。 ⇒ 双錐状況等により、ご相談時間の変更・ 調整をお願いすることがあります。



お申し込み

FAX 050-3606-7678 mail staff@ireca.jp

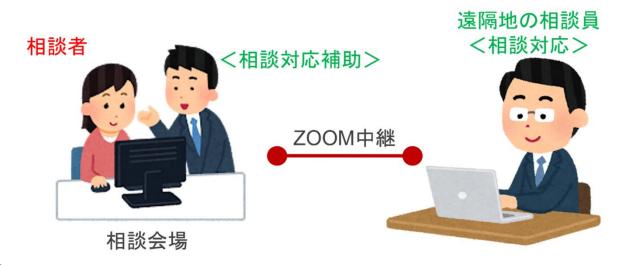
お問合わせ TEL:06-6210-3746 幸保:大阪治・不動産コンサルティング協会 運営:全国不動産コ 後後(子走):大阪治・新潟県・大分県・毎早県・京都市など

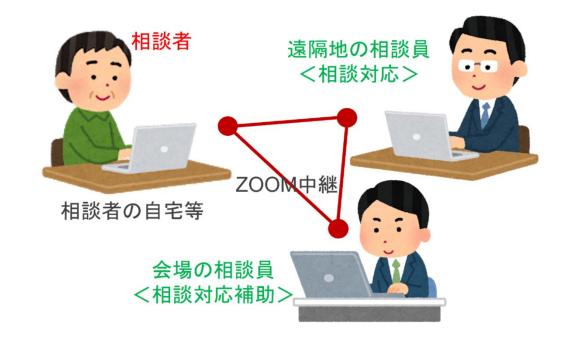


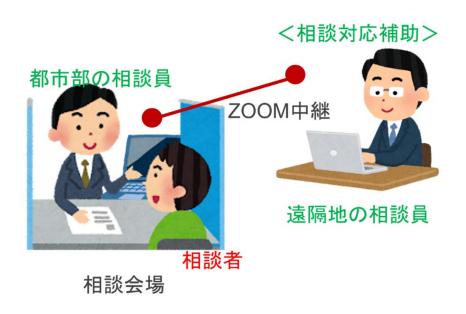


遠隔地の空き家相談の考え方(遠隔地でできること)

- 遠隔地の空き家所在地から相談員が来場して面談する。
- 遠隔地の空き家の問題解決に 詳しい相談員が面談する。
- 遠隔地の空き家所在地にいる 相談員とWEBや電話でつないで 相談を受ける。







遠隔地の空き家相談の考え方(遠隔地でできること)

来場相談者21組、WEB相談者4組の計25組から相談を受ける。

空き家 所在地	相談者 居住地	相談場所	相談日	相談形態
大分県 (9)	東京都 23区内 (13)			面談 (対面) (13)
新潟県		来場(21)	2月12日 当日 (22)	
	東京都 23区以外			面談+電話 サポート (2)
岐阜県	(4)			リモート・
(6)	千葉県 (4)			面談併用 (6)
青森県 (2)	埼玉県 (3)	リモート 参加	別日(全て	三者 リモート (3)
福島県 広島県	その他	(4)	リモート) (3)	二者リモート







岐早県●●町	確認などを通じて把握した首都圏在住の所有者30~40軒に、1月下旬に相談会の案内を送付、結果6組の申込みがあった。
	現時点で把握している市内約2,600軒の空き家のデータベースから、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県在住の所有者(納税管理者)をピックアップして、1月11日に相談会のチラシを計126軒に送付、 <mark>結果9</mark> 組の申込みがあった。
新潟県●●市	現時点で把握している市内771軒の空き家のデータベースから、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県等在住の所有者(納税管理者)を中心に、1月11日に相談会のチラシを計112軒に送付、結果7組の申込みがあった(うち1組は●●市での相談会に変更)。

地公体との事業連携協定







大阪市西成区

大阪市城東区

大阪市住之江区



大阪市生野区



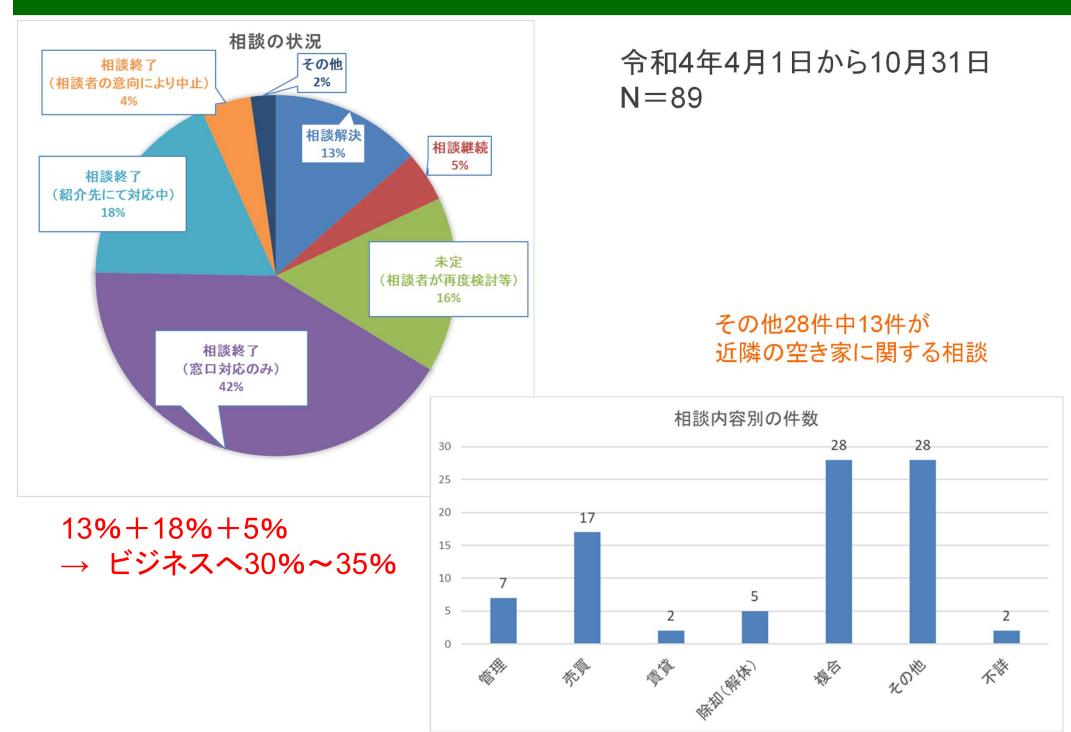
四條畷市



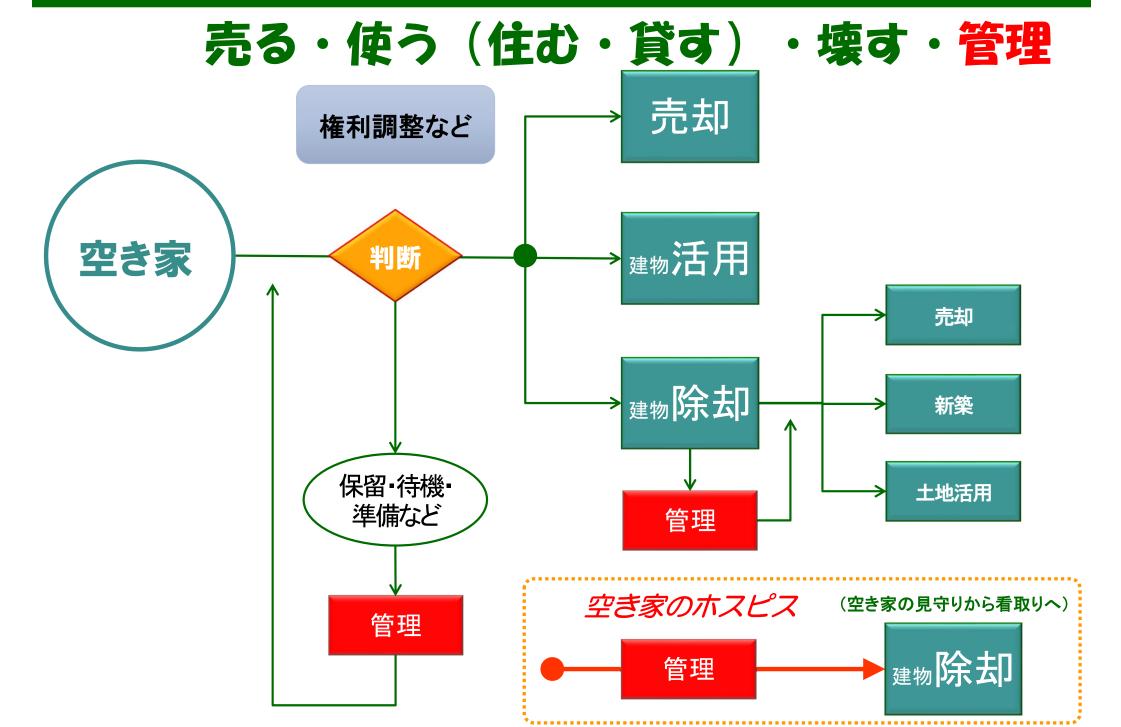
(注川にのいる上外守刈来の

八尾市

【大阪市】空き家相談ホットラインの相談受託実績



空き家対策のフロー



総合相談窓口・ワンストップ相談のイメージ

窓口対応

環境整備

出口戦略

相談(予防•対策)

課題整理·情報提供·意識啓発

調査・分析・企画提案 選択肢の提供 管理(保全) 権利整理 (意思統一) 資金調達 活用(賃貸・自己使用) 処分(売却、除却)

複合

集約、分割、開発

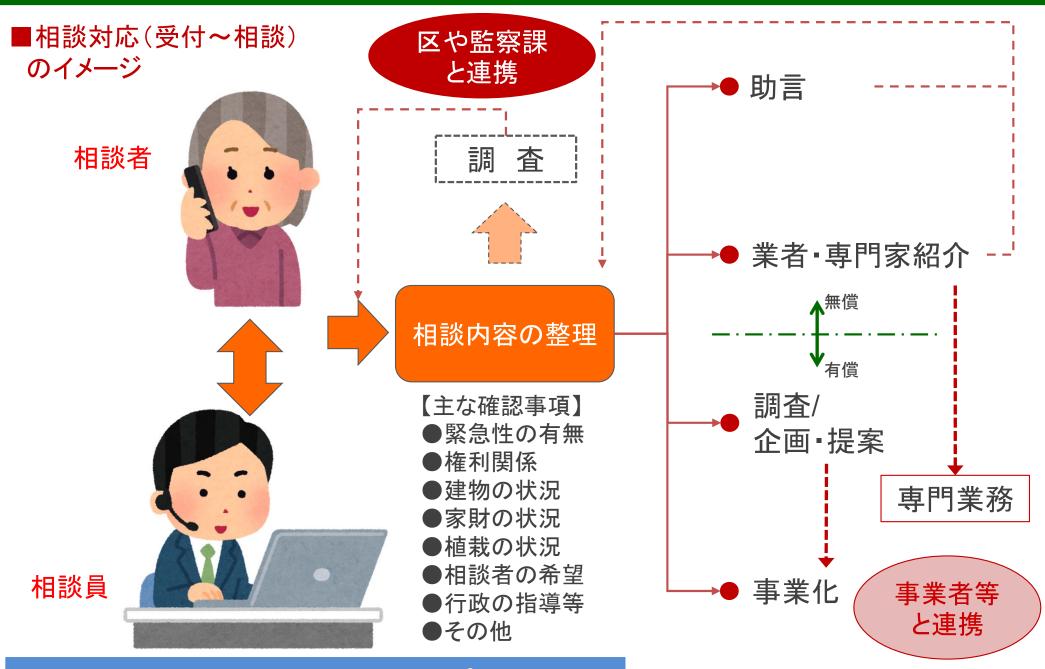
專門調査 法務、建築、税制、不動産、制度 解決業務 法務・建築・リフォーム・不動産流通・融資(立替)

相談内容に応じたチーム編成

運営団体による

総合的な問題解決支援体制の構築

大阪市の空き家相談ホットライン、相談対応の流れ



総合相談窓口/ワンストップ相談窓口

【運営】(一社)大阪府不動産コンサルティング協会

相談窓口ツール



携帯電話

登記情報提供サービス マップナビおおさか

相談マニュアル

地域情報

Googleスリートビュー、Google マップ

●対象空き家の特定、状況把握

ZENRIN Maps to the Future

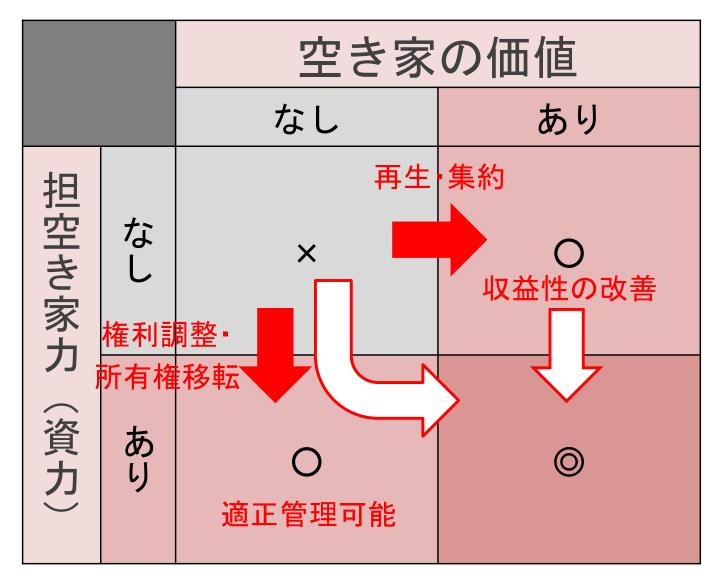
住宅地図 (タブレット

ゼンリン住宅地図スマートフォン



筆記用具

空き家問題のソリューション



手放す決断・勇気!

不動産の価値を高め、地域の価値を高める

空き家問題解決の障害

空き家所有者は、

なまけもの?

資金 (手間暇) なのかも知れません

意識

解決策だけでは如何ともしがたい

解決策

空き家相談事例

- 事例① 電話相談窓口対応事例
- 事例② 権利整理が必要な空き家(行政連携)
- 事例③ まずは家財の処分から
- 事例④ 権利整理が必要な空き家(弁護士登場)
- ~ とある相談対応を評価してみた! ~
- 事例⑤ 借地権付建物の問題解決
- 事例⑥ 再建築不可の腐朽空き家
- 事例で生活困窮者の腐朽住宅・財務省の借地
- 事例⑧ 隣接地から財産管理人の申立て
- 事例9 袋地の空き家
- 事例⑩ 自然に戻そう!(地目変更で問題解決)

事例① 電話相談窓口対応事例

対象不動産:大阪市■■区○○ 地番○○ (住宅地図)

相談者:■■■■様 XX-XXXX-XXXX 大阪市▽▽区○○

相談内容:何をして良いか分からない。負担になっている。(近隣の目、役所の指導)

→相談内容を整理すれば解決につながることを説明し、安心するよう促す。

●状況の確認

- ・祖父が住んでいた(33年前に死亡)。その後長男が住んでいたが亡くなる。
- ・祖父には5人の子がいた。(内、3人は亡くなった。)

相続関係人調査

- 相談者は長女の長女。相談者の母親は亡くなっている。
- ・区役所から手紙が届いた。(2回目で勧告の一歩手前)
- 裏庭の植栽が近隣に迷惑をかけているらしい。
- 鍵がない。

航空写真+現地確認

- ・ 固定資産税は支払っていないと思う。
- 家財はそのままになっていると思う。

家財処分

区役所にヒアリング

応急処置

事例① 電話相談窓口対応事例

2020年12月30日相談受付 現在進行中

__ *行政の問題は* __ この時点で解決 ●法定相続人の一人が施設に入所 していることが判明

●コロナで同意取付に時間がかかる

■植栽の伐採

■家財処分

■外壁補強

紹介

相続関係人 調査



同意取付



コンサルティング業務委託契約





コンサルティング 換価分割の

事例① 電話相談窓口対応事例

★★★ 遺産分割の4手法 ★★★

- ◎現物分割 → 相続人間で物理的に分ける
- ◎代償分割 → 一部の相続人のみが遺産を取得し、その 代わりに他の相続人に対して代償金を支払う
- ◎共有分割
 - →遺産を複数の相続人の共有名義とする
- ◎換価分割 → 遺産を売却した上で、代金を相続人間で 分ける
 - → 代表者一人の名義にして売却するのが 望ましい
 - → 相続放棄や相続分譲渡を選択肢に組み込む

事例② 権利整理が必要な空き家(行政連携)

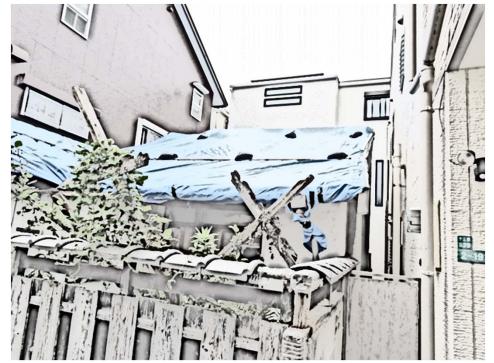
大蔵省名義の更正→応急処置→親族間権利調整→換価分割処分<問題解決> *価値UPと所有者変更*











事例② 権利整理が必要な空き家(行政連携)

「知らない相続人がたくさん」問題の解決!

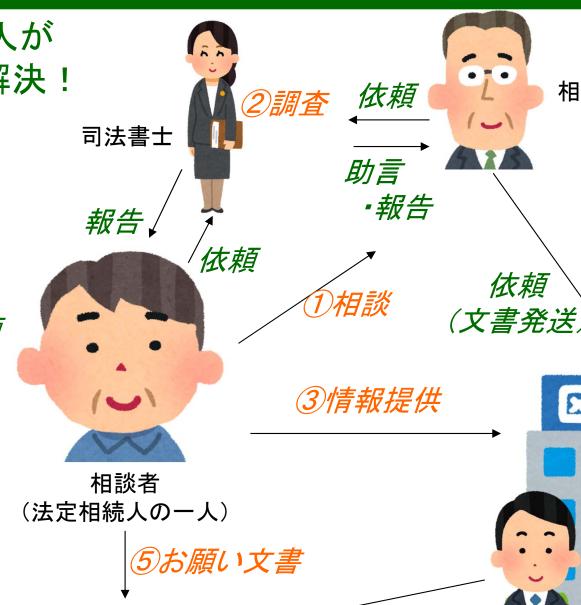
<登場人物>

6查定



宅建業者

法定相続人合計 10名



4)12条文書 区役所職員

相談窓口

区役所

事例② 権利整理が必要な空き家(行政連携)

くお願いの内容と回答> *** 資料: 亡◇◇◇◇様の相続手続きご協力のお願い

法定相続人合計



選 択 肢
詳しい話を聞きたい。
空き家を処分する方向で基本的に同意し、できる範囲で協力する。 ただし、金銭的に負担がない場合に限る。
相続放棄の手続きを行いたい。
●●●●に私の相続分を譲渡する。<相続分譲渡>
その他(下の空欄にご記入下さい。)

<換価分割のコンサルティング>

代表者名義で相続・諸費用を引いて配分・納税は各自

事例③ まずは家財の処分から

【相談】

- 祖父(亡)名義
- ・処分したい
- 大阪市〇〇区
- 植栽繁茂、家財あり

(イメージ写真)



【助言】



- ・植栽の伐採、家財の処分は必要
- ・相続登記は、適当な時期に
- コンサル紹介できる



【問題解決支援のコンサルティング】

- 植栽伐採 家財処分
- 不動産価格査定
- 相続関係人調査

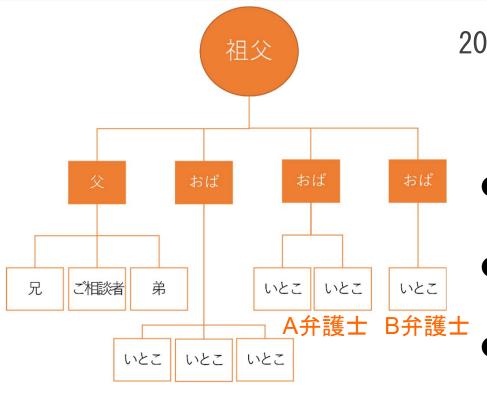
並行して実施



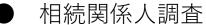
・法定相続人からの 同意取り付け支援



事例(4) 権利整理が必要な空き家(弁護士登場)



2021年12月2日 相談受付



他の相続人への意向確認



不動産調査



媒介契約

相続登記(3グループの共有)



売 却



配 分 応急処置・ 家財処分

コンサルティング契約の消滅!!

弁護士

さん登場







とある相談対応を評価してみた!

■概要

注)「相談対応の評価」に記載した事例は、相談対応記録の一部を記載したものであり、事実を正確に表現できていない可能性があります。

対象不動産:大阪市〇〇区〇〇

相談者:〇〇〇〇様

相談内容:亡父名義の空き家を処分したいが相続登記未了。どうすれば良いか。

■ヒアリングによる状況の確認

- ・建物は全壊に近く、手の付けようがない。
- ・亡父には5人子どもがおり、5名の子どものうち2人は他界。残り3人も年老いて途方に暮れている。2名の姪とは付き合いが無く、所在不明。
- ・区役所から警告(注意・指導?)の手紙が届いている。

■相談員の対応

- ・司法書士等の専門家などに相談して相続人の所在を確認し、姪のお二人と話をして下さい。
- ・その他今後のリスクなどや解決の一般的な話をしました。

◎コメント

- ・本件の問題解決では、相続人の所在確認だけでなく、空き家の現状や価値の把握が必要。
- ・建物が不朽の状態にある場合は、危険回避の措置を検討する。
- ・この空き家を処分をした場合に、相続人に配当があるか、負担があるかによって、問題解決手法が異なる可能性があり、司法書士と宅建業者が連携して支援することが期待される。
- ・面識のない相続人との話し合い(<mark>遺産分割協議</mark>)は容易ではなく、その部分のサポートが必要になることも考えられる。 ~非弁行為に注意~

事例⑤ 空き家対策からの共有物分割





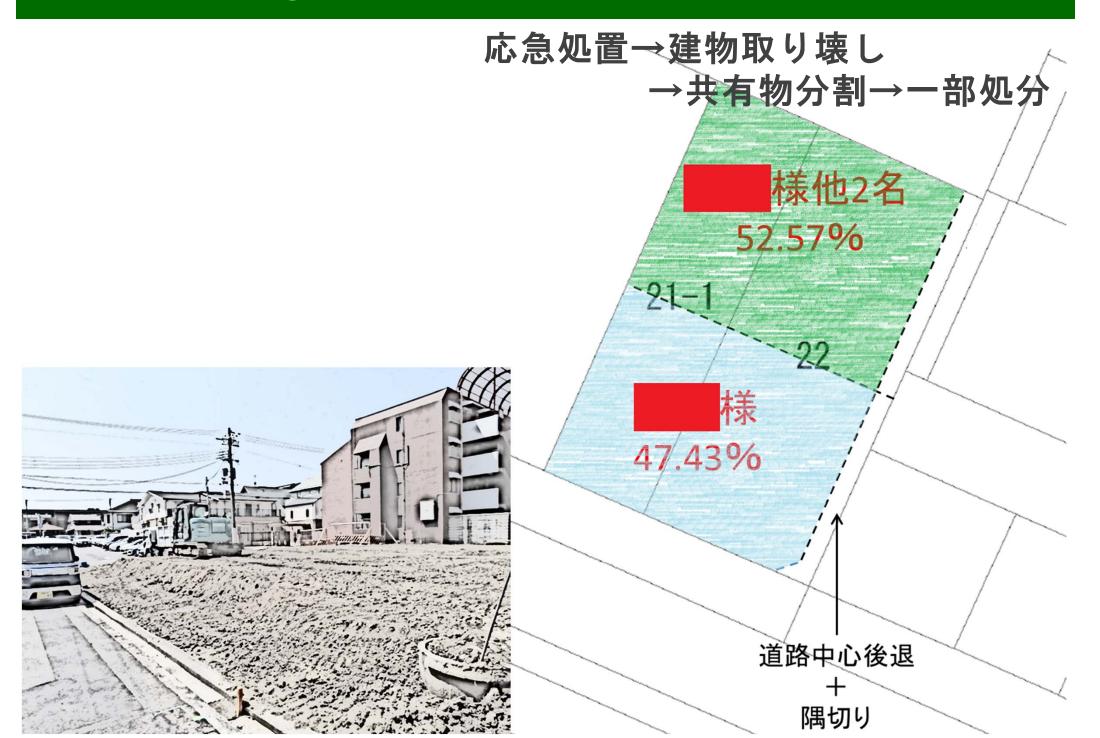








事例⑤ 空き家対策からの共有物分割



事例⑥ 再建築不可の腐朽空き家

相談(弁護士/後見人)→調査→応急処置→空き家管理

→引き取り検討→隣地所有者に売却

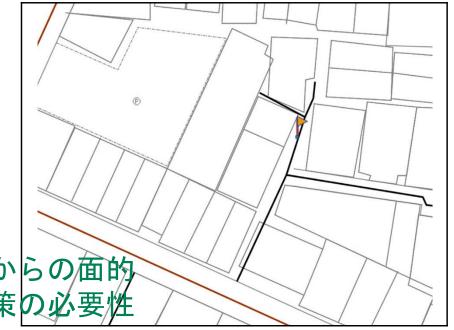




所有者は 成年被後見人



予防的見地からの面的 な空き家対策の必要性



事例⑥ 再建築不可の腐朽空き家

空き家賠償責任保険付き空き家管理サービス

様

空き家管理業務 実施報告書



大丸ハウス株式会社

大阪市西成区玉出中一丁目 1 1 番 1 4 号 TEL. 06-6651-0005 FAX. 06-6661-3751



事例⑦ 生活困窮者の腐朽住宅・財務省の借地

2022年10月20日相談受付

財務省の土地

く取次ネットワーク案件>

- 生活保護担当者からの相談
- 建物所有者は生活保護受給者 (外国籍、相続登記必要)
- 建物の雨漏りがひどい
- 土地名義人は、財務省

<想定する対応項目>

- 転居支援
- 相続人関係人調査
- 土地払い下げ手続き
- 売却



<現在の状況>

- 転居完了
- 払い下げ価格の提示あり
- 隣地買取で合意
- 事業として成立することを確認

→相続登記→隣地所有者に売却へ

国土交通省補助事業「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」

つなぐダイアルをご活用ください地域で相談の輪を広げたい方々、設置しました。

ル

地域の力で 空き家を防ぐ

取空



住まいの相談・つなぐダイアル 00000000000

06-6210-3740

06-6261-3340

平日午前10時~午後4時

一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会は、皆さんの[気づき]を専門家につなぎ、 問題解決するための空き家予防ネットワークづくりに取り組んでいます。



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会 「新しくはHPをご覧へださい VRL http://oreca.jp

〒541-0052 大阪市中央区安土町1-4-11 エンパイヤビル3階 TEL/06-6261-3340 mail/info@oreca.jp





電話・対面どちらでもご相談いただけます。お気軽にお問い合わせください。

- ●相談に対する課題の整理と助言、基礎的調査。
- ●司法書士・弁護士・不動産業者・建築業者・解体業者などのご紹介。
- ●専門家や専門事業者と連携して、問題解決をサポート。

電話相談無料。対面相談(予約制)初回1時間まで無料。



YouTube動画で 事業概要を ご覧いただけます



事例⑧ 隣接地から財産管理人の申立て

相続関係人調査



相続人不存在を確認



不動産関係調査



譲受金額の検討





相続財産管理人の申立て(本人申請又は申立て代理人の選任)



利害関係の整理

隣が買えるとは限らないが、利害 関係人として隣の力が必要になる (債権を目一杯積み上げ?)



財産管理人の選任



売却



利害関係者が取得 成功!



第三者が取得

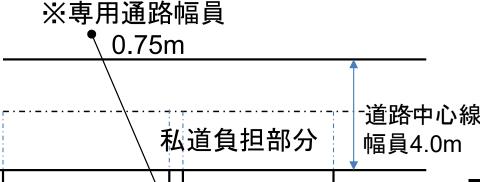
環境改善!

お抱えの不動産業者? 双方媒介?

事例9 袋地の空き家

■相談者A:

- •なすすべが無い。
- 持ち出しなしで手放したい。
- 子供達も「要らない、何とかしておいてくれ!」と言っている。



■隣接地B:

面談の1週間ほど前に隣接地Bの賃貸住宅をオーナーチェンジで購入した。大家業に本腰を入れたいので、売却は考えていない。 ただし、金額により考えても良い。

■隣接地C:

隣接地Cの新築住宅を数年前に購入した。 駐車場が狭いので自転車置き場として購 入を検討したい。

■第三者D:

賃貸物件(倉庫、作業所) として購入を検討。残置 物処理、改修をしても利 益が見込め 将来的にキャピタルゲインが見込め る可能性がある。



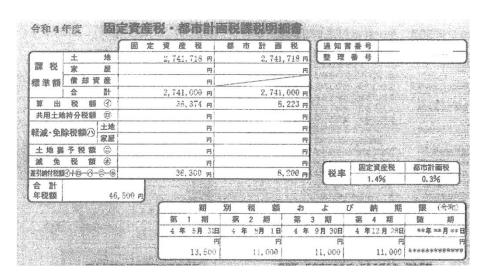
隣接地 C 隣接地 B

有効約7坪

相談者 A ^{有効約11坪}

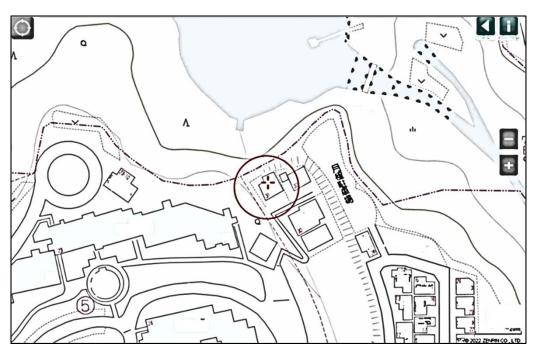
事例⑪ 自然に戻そう! (地目変更で問題解決)

火災跡・・・今年、土地の固定資産税が上がり46,500円になった



- ・ 隣からの火事で家が消失 2年ほど前
- 土地だけになり、固定資産税を払っている
- ・相続済みだが処分したい
- 土地の前に道があるが、狭くて車が通れない
- 家が再建できない
- どうしたらいいのか、相談したい

住宅用地特例適用対象外の宅地になった⇒評価額の約70%





事例⑪ 自然に戻そう! (地目変更で問題解決)







事例⑩ 自然に戻そう! (地目変更で問題解決)



2022/07/08 10:36 現在の情報です。

表 題	部	(土地の	表示)		調製	平成16年	年11月15	5日 不動産番	·号
地図番号	図番号 余 白 筆界特定 余 白								
所 在	所在								
① 地 番		②地	目	3	地	積	m²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
番		<u>宅地</u>				19	99:63	余 白	
余 白		余 白		余 白				昭和63年法 の規定により 平成16年1	
余 白		原野				1.9	90:	②③令和4年 〔令和4年7	- 7月1日地目変更 月7日〕

令和5年度分から固定資産税がゼロに!

お問い合わせ

06-6261-3340



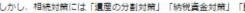


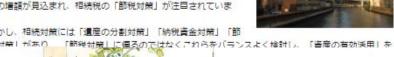
相続対策・財産承継とコンサルティング

空き家の管理・活用と町家

セミナー・講師派遣

信託活用・検討のすすめ











http://akiya.osaka.jp/



http://akiyahiroba.jp/

http://oreca.jp

mailto:akiya@oreca.jp

(一社)大阪府不動産コンサルティング協会